



新津商工会議所

No.317-1 2012年11月20日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

年末調整個別相談会のご案内

～ 給料・賞与を支払っている方へ～

日時：1月15日(火)・16日(水)
9:00～12:00 / 13:00～16:00

会場：新津商工会議所 3F

対象：新津地域で個人事業を営む方

持ち物：年末調整の書類一式(税務署より郵送)
平成24年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)
生命保険料・地震保険料・国民年金の所得控除証明書
国民健康保険料払込金額の確認
控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認
税理士関与の方はご遠慮ください。



『改正労働契約法説明会』のご案内

有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようにするため、『改正労働契約法』が公布されました。この改正を受けて下記のとおり説明会を開催します。ぜひご参加ください。

開催日時：12月18日(火) 13:30～15:30

会場：新潟ユニゾンプラザ大会議室(新潟市中央区上所2丁目2-2)

参加費：無料

定員：100名(定員になり次第締め切らせていただきます)

当日は、新潟青陵大学元教授 國武輝久氏による「労働契約法改正の実務的影響と将来の課題」と題する講演会も予定しております。

【参加申込、お問い合わせ】
新潟労働局労働基準部監督課(新潟市中央区美咲町1丁目2-1)
TEL:025-288-3503 FAX:025-288-3515



会員企業様限定 サッカー アルビレックス新潟 ホームゲーム観戦ご招待のご案内

この度、アルビレックス新潟後援会様のご協力により、新津商工会議所会員企業様限定で、新潟のプロサッカーチーム「アルビレックス新潟」のホームゲーム観戦へご招待する事となりました。

希望される方は、商工会議所窓口にて備え付けの専用用紙または当所ホームページに掲載中の書式をダウンロードし、必要事項をご記入の上、後援会事務局へ直接お申込みください。

日時：12月1日(土) 15:30～ 会場：ピックスワン

対戦カード：アルビレックス新潟 vs コンサドーレ札幌

申込締切：11/26(月)必着 お申込みは1社20枚までとなります。

お問い合わせ先：アルビレックス新潟後援会 佐藤(TEL:025-282-0022)

～平成24年分年末調整の改正点～

生命保険料控除制度の見直し

生命保険料が改組され、次の(1)～(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。

(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

イ.平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等(以下「介護医療保険料」といいます。)について、介護医療保険料控除(適用限度額4万円)が設けられました。

ロ.新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされました。

ハ.上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次の表のとおりとされました。

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{2} + 10,000$ 円
40,001円から80,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{4} + 20,000$ 円
80,001円以上	一律に40,000円

ニ.新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払い保険料等を各保険料控除に適用することとされました。

(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額5万円)が適用され、各保険料控除の控除額の計算はそれぞれ次の表のとおりとなります。

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{2} + 12,500$ 円
50,001円から100,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{4} + 25,000$ 円
100,001円以上	一律に50,000円

(3)新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約に基づく保険料等と旧契約に基づく保険料等の両方の支払いについて一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)ロ及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限4万円)とされました。

イ.新契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(1)ハの計算式により計算した金額

ロ.旧契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額



新津商工会議所

No.317-2 2012年11月20日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年超	1.15%~
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.45%

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.75%
--------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
所得税、法人税等の税金を完納されている方
日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)

小規模事業者を応援！100%保証の融資制度開始

小規模事業者の円滑な資金調達を図るため、新潟県信用保証協会が100%保証する融資制度「小規模企業振興資金」の取り扱いを、11月1日から開始しました。

対 象：市内に事業所があり、常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人

資金用途：運転資金、設備資金

限 度 額：1,250万円以内

既存の新潟県信用保証協会の保証付融資残高との合計が1,250万円の範囲内に限る。

貸付利率：5年以内 1.75% 5年超 1.95%(年利)

返済期間：運転資金 7年以内 設備資金 10年以内

1年以内の据え置き可

保証料補助：融資額300万円以内 100%
300万円超1,000万円以内 50%

問合せ先：新津商工会議所(TEL:22-0121)

秋葉区産業振興課商工観光係(TEL:25-5689)



資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

12月4日(火)・1月9日(水)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

12月11日(火)・1月15日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



~ ワンポイント知識 ~

任意継続か国民健康保険か？

会社を退職すると、その翌日から健康保険の被保険者資格も喪失してしまうので、他の健康保険に加入するのが原則ですが、健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上あり、退職の翌日から20日以内に手続きをすれば、その後継続して2年間は、任意継続被保険者として退職後も同一の健康保険に加入することができます。

任意継続の手続きをするために、退職する会社から貰わなければいけない書類はありません。手続きには、退職前の健康保険の記号番号が必要なので、保険証を返却する前に、控えておきましょう。通常は、職域の健康保険と厚生年金はセットですが、任意継続の場合はセットになりません。厚生年金には任意継続という制度はないからです。国民健康保険でも任意継続した場合でも、年金は国民年金第1号被保険者になりますので、忘れずに種別変更の手続きをしてください。

任意継続の保険料は、その月の1日から10日までに支払わないと、その資格を喪失します。在職中は、会社が保険料を半額負担していますが、任意継続被保険者になると保険料は全額自己負担になります。つまり、いままでは会社で払っていた分も自分で払わなければいけなくなるため、通常は保険料は退職時の2倍になりますが、退職時の本人の標準報酬月額と、その人が加入していた健康保険の全加入者の標準報酬月額の平均値(現在28万円)を比べ、低い方の額に保険料率をかけて求める事ができるので安い人もいます。

国民健康保険の保険料は、前年度の所得に応じて課税されてしまうので、一般的には、退職後最初の1年間は、任意継続被保険者制度のほうが保険料の負担が若干軽くなる人が多いです。また、任意継続には、扶養が何人いても保険料は変わりませんが、国民健康保険は、世帯人数が多ければ保険料は多くなります。

社会保険の任意継続も国民健康保険も、医療機関での自己負担割合、高額療養費の自己負担限度額など全て同じですので、任意継続か国民健康保険かは、保険料の比較で選択をすれば良いと思います。どちらが安いかわからない場合は、区役所の区民生活課にお問い合わせ下さい。

